株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

大末建設株式会社

代表取締役社長 日 髙 光 彰

第69回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第69回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議さ れましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第69期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告の 内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連 結計算書類監査結果報告の件
 - 本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査 結果を報告いたしました。
 - 2. 第69期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算書類の 内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当を1株につき5円と決定 いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。その内容は、次頁のとおり であります。 (下線部分は変更箇所となります。)

変更後 変更前

第4章 取締役および取締役会

第4章 取締役および取締役会

第19条~第25条 (条文省略)

第19条~第25条 (現行どおり)

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項 の定めにより、社外取締役との 間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が定める額とす る。

(取締役の責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項 の定めにより、取締役(業務執 行取締役等である者を除く)と の間に、任務を怠ったことによ る損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が定める額とす

第5章 監査役および監査役会

第5章 監査役および監査役会

第27条~第32条 (条文省略)

第27条~第32条 (現行どおり)

(社外監査役の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項 の定めにより、社外監査役との 間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任限度 額は、法令が定める額とする。

(監査役の責任限定契約)

る。

第33条 当会社は、会社法第427条第1項 の定めにより、<u>監査役</u>との間 に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任限度額 は、法令が定める額とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり取締役として日髙光彰、池本隆之、牟田園一仁、 郷右近英弘、神谷國廣の5氏が再選され、新たに前田延宏、村尾和則の 両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役として中島 馨氏が再選され、就任いたし ました。

以上